

日本語受動文の統語構造再考（１）

著者	加賀 信広
雑誌名	文藝言語研究
巻	69
ページ	59-82
発行年	2016-03-31
その他のタイトル	The Syntactic Structure of Japanese Passives Revisited (1)
URL	http://hdl.handle.net/2241/00138342

日本語受動文の統語構造再考（1）

加 賀 信 広

1. はじめに

日本語には(1)のような間接受動文が存在する。これは本来自動詞である「降る」や「死ぬ」に受動形態素「られ」がついた受動文であり、世界の言語でも珍しいとされる。¹

- (1) a. 太郎が雨に降られた。
b. 太郎が息子に死なれた。

間接受動文という用語は1970年代から様々な文献で使われてきているが、当然ながら、(2)のような他動詞を基盤とする直接受動文との対比が意図されている。

- (2) a. 太郎が先生にほめられた。
b. 太郎が花子に殴られた。

この場合の「直接」「間接」の区別は、直観的にいえば、動詞が表わす行為・出来事の影響が受動文の主語に直接及んでいるか、そうでないかの違いに基づいている。もう少し理論的な観点からいえば、直接受動文と間接受動文の違いは、i) 直接受動文には対応する能動文が存在するのに対して、間接受動文には存在しない、あるいは、ii) 間接受動文は常に「被害」ないし「迷惑」の意味を伴うのに対して、直接受動文にはそのような含意がない、というような定義が与えられる。² ただし、i) の派生関係に基づく定義と ii) の意味的な定義はこの二種類の受動文の区別に関して常に同様に適用するかというと、必ずしもそうではない。たとえば(3)の受動文は、i) の定義の下では、(4)に示すように対応する能動文が非文法的であるため間接受動文とみなされるが、一方の ii) の定義では、(3)の文は(2)と同様にとくに「被害」の意味をも

つことはないため、間接受動文とは分類できないことになる。

- (3) a. 太郎が先生に成績をほめられた。
- b. 太郎が花子に腹を殴られた。
- (4) a. *先生が太郎 {を／に} 成績をほめた。
- b. *花子が太郎 {を／に} 腹を殴った。

(3) のような受動文は、主語と目的語の間に (5) の「～の～」表現で示される一種の所有関係があることを特徴とするために、直接受動文および間接受動文とは独立に、所有受動文と分類される場合がある (Kubo (1990), Terada (1990) など参照)。

- (5) a. 先生が太郎の成績をほめた。
- b. 花子が太郎の腹を殴った。

上記 (1) ～ (3) の受動文では、いわゆる旧主語 (能動文において主語である要素) がニ格で表示されているが、日本語には旧主語がニヨッテで示される受動文もある。

- (6) a. その町は日本軍によって破壊された。
- b. 先生が学生によって批判された。

この (6) のニヨッテはニで置き換えることもできるが、しかし、ニとニヨッテが常に交換可能なわけではない。間接受動文の旧主語は、(1) に見るようにニで表示されるが、ニヨッテで表示することはできない。

- (7) a. *太郎が雨によって降られた。
- b. *太郎が息子によって死なれた。 (Kuno (1973:346))

逆に、ニヨッテが可能で、旧主語にニを使うと非文法的になってしまう受動文もある。次のような文である。

- (8) a. 開会が議長 {*に／によって} 宣言された。

- b. 白いボールが王 {*に／によって} 高々と打ち上げられた。
(井上 (1976:83))

このように、ニ受動文とニヨッテ受動文もその文法的振るまいが異なっている。直接受動文、間接受動文、所有受動文に加え、旧主語の表示によっても異なるタイプの受動文が形成されると考えられるため、日本語には多様な受動文が混在するという状況が生まれており、それをどう分類し、また、それぞれの受動文の文法的特性をどのように捉えるかは、たいへん難しい問題である。生成文法の枠組みでは、長谷川(1964)とKuroda(1965)の先駆的な研究を出発点として、それぞれの受動文にどのような統語構造を与えるべきかについて、とくに1970年代から90年代にかけて議論が盛んに行われた。その中で論争の中心となったのは、直接受動文と間接受動文が同一の基底構造をもつと考えるべきか、異なる基底構造をもつと仮定すべきかで対立した、いわゆる同一構造説(長谷川(1964), Kuroda(1965), Howard and Niyekawa-Howard(1976))などが提唱)と非同一構造説(McCawley(1972), Kuno(1973)などが提唱)の間の論戦であった。また、この両仮説に所有受動文およびニ受動文／ニヨッテ受動文の分析をどう組み込むことができるかも議論された。

生成文法の枠組みで日本語受動文が議論され始めてからおよそ50年が経過しようとしている。2000年代に入っても日本語受動文に関する研究は盛んであるが、その傾向を見ると、統語構造に関する研究は数が少なくなり、意味的な視点に立つ研究が中心となってきているようである。しかしながら、統語に関する研究がこのように少なくなっているのは、90年代までの統語構造に関する議論が収束し、上記の両仮説間の論争に決着がついたから、ということではないように思われる。そうではなく、決着しないまま、お互いに決定的な議論を提示できずにいるうちに時間が経ち、研究者の興味が統語構造の問題から離れてしまったということではないかと思われる。

加賀(2015)は、日本語被害受動文の成立について考察し、意味役割理論の観点を踏まえた新たな分析を提示した。しかし、加賀(2015)は記念論文集の一篇という性質上、先行研究への言及などを十分に行うことができなかった。その不備を補い、意味役割理論による本格的な分析につなげるために、本論では、主に日本語受動文の統語構造について考察した先行研究を取り上げ、その主張をまとめるとともに、問題点についても検討したい。

2. 同一構造説と非同一構造説

上で述べたように、生成文法の枠組みにたつ日本語受動文の統語的分析は長谷川 (1964) および Kuroda (1965) に端を發する。彼らの分析によると、日本語受動文のうちニ受動文は、「させ」を伴う使役文などと同様に、主文と埋め込み文からなる複文構造をもつと考えられた。間接受動文と直接受動文の基底の構造は、(1a) と (2a) の文を例にとると、それぞれ以下ようになる。

- (9) a. 太郎が [_s雨が 降る] -られた
 b. 太郎が [_s先生が 太郎を ほめる] -られた

この構造に、埋め込み文の主語 (旧主語) がニ格を受ける操作、(9b) では主文の主語と同一である埋め込み文の目的語が削除される操作などが適用することで、表面形の (1a) と (2a) が派生されることになる。この分析のポイントは、受身の「られ」は動詞に付随する形態素 (助動詞) というのではなく、実は主文の動詞の働きをしているという点にある。主文の主語は、この「られ」によって選択される、言い換えれば、「られ」によって意味役割を与えられる要素である。この分析の下では、(3) などの所有受動文に対しても同様の構造を仮定することができ、(3) の構造は (9b) の埋め込み文中に「太郎を」ではなく「成績を」が生じていると考えればよいことになる。直接受動文と間接受動文に同一の構造を仮定するこの分析は、同一構造説 (uniform theory) と呼ばれ、Howard and Niyekawa-Howard (1976), Kuroda (1979), 久野 (1983), Hasegawa (1988), Hoshi (1994, 1999) などの研究で支持されている。

一方、McCawley (1972) と Kuno (1973) は非同一構造説 (non-uniform theory) と呼ばれる分析を提案した。この分析では、間接受動文に対しては (9a) のように複文構造が仮定されるが、直接受動文は (10) のように単文構造をもつと考えられた。³

- (10) 太郎_iが先生に t_i ほめ-られた

間接受動文と直接受動文が異なる構造をもつとするこの分析は、再帰代名詞「自分」が現れる文の解釈に対して適切な説明が与えられることが指摘された。すなわち、次の (a) と (b) の文では「自分」の解釈の可能性が異なると

いうものである。

- (11) a. メアリーはジョンに自分の家で殺された。(Kuno (1973:299))
 b. ジョンはメアリーに自分の家で寝込まれた。
 (Kuno (1973:304))

(11a) は他動詞「殺す」に基づく直接受動文であるが、この文では「自分」を束縛する先行詞はメアリーでしかあり得ない。一方、(11b) は自動詞「寝込む」を含む間接受動文であり、この場合は「自分」がジョンを指す読みに加え、旧主語のメアリーを指す読みもあり得る。この解釈の違いは、日本語の「自分」には主語指向性があるために生ずると説明される。⁴ (12a) の単文では「自分」がジョンだけを指し、(12b) の複文ではジョンとメアリーの両方を指すことができることから確認できるように、「自分」は主語を、そして主語であれば、先行詞とすることができる。

- (12) a. ジョンがメアリーを自分の家で殺した。
 b. ジョンが [_Sメアリーが自分の家で本を読んだ] と言った。

(11a, b) の解釈の違いは、非同一構造説が仮定するように、直接受動文と間接受動文が以下のように構造が違うと考えれば、うまく説明できる。

- (13) a. メアリー_i は ジョンに 自分の家で t_i 殺す-られた
 b. ジョンは [_Sメアリーに 自分の家で 寝込む] -られた

(13a) の単文構造では主語はメアリーだけであるが、(13b) の複文構造ではジョンとメアリーがそれぞれ主文と埋め込み文の主語となっている。再帰代名詞「自分」の解釈に基づくこの議論は、非同一構造説を支持する有力な証拠になると考えられた。非同一構造説は、Harada (1973), Kubo (1990), Shibatani (1990), Terada (1990), 石田 (2003) などの研究で支持されている。

「自分」の束縛に関する事実が非同一構造説を支持する議論になりうることをみたが、一方、同一構造説の強みは、直接受動文であれ、間接受動文であれ、二受動文であれば、その主語が主文動詞「られ」によって選択される構造をもっていることである。同一構造説を提唱する Kuroda (1979) は、井上

(1976)の観察を参考にして、ニ受動文の主語は常に受影者 (affectee) の役割をもつと主張した。⁵ これは、ニ受動文の主語が動詞「られ」によって選択され、一定の意味役割を与えられるからであると考えられる。これに対して、ニヨッテ受動文は単文構造をもち、英語の受動文などと同様に、その主語の位置は意味役割を抑制 (suppress) されており、意味役割の制限をもたないその位置に多様な意味役割の目的語が移動してくると仮定されるため、受影者でなければならないなどの制限は観察されない。この違いが、主語が受影者とみなせない受動文では旧主語にニをとることができず、ニヨッテが必要とされる所以である。上掲の (8) や次の各文を見られたい。

- (14) a. フェルマーの定理がジョン {*に／によって} 証明された。
(Kuroda (1979:330))
b. 詳しい調査が政府派遣の職員 {*に／によって} 行われた。
(砂川 (1984:86))
- (15) a. あの町は日本軍 {*に／によって} 建設された。
(益岡 (1982:55))
b. このころ、源氏物語が紫式部 {*に／によって} 書かれた。
(寺村 (1982:223))
- (16) a. 注意がジョン {*に／によって} 払われた。
b. けちがジョン {*に／によって} 付けられた。
(Hoshi (1991:366))

「定理」や「調査」などは、「証明する」や「行う」などの行為によってその内実を変容させられるというようなことはなく、影響を受ける要素ではない。「あの町」や「源氏物語」は、作成・生産動詞の「建設する」や「書く」の項となる場合、その行為の結果として出現するものなので、その行為の影響を受ける成分ではない。⁶ また、「注意を払う」や「けちを付ける」というイディオム表現の一部をなす「注意」や「けち」は、当然ながら影響をこうむる要素ではあり得ない。このように影響を受けない要素を主語とするニ受動文が許されないのは、ニ受動文の「られ」が主語を選択し、主語につねに「受影者」なりの意味役割を与えるためであると考えれば、自然な説明となる。したがって、この事実は同一構造説を支持する論拠になると考えられる。

3. 「自分」の束縛

ここまで、同一構造説と非同構造説のそれぞれの考え方とその論拠となる現象を一つずつ観察した。それでは、それぞれの説の論拠となると考えられた現象は、他方の説ではどのように扱われうるかをみてみよう。まず、非同構造説において自然な説明が与えられる再帰代名詞「自分」に関わる事実を、同一構造説ではどのように扱えるであろうか。(11a)の文で「自分」はメアリーしか指すことができないが、(11b)ではジョンおよびメアリーを指すことができる。2つの文に以下のような同一の構造を付与する同一構造説の下では、この事実がどのように説明されるかという問題である。

- (17) a. メアリーは [_Sジョンに メアリー 自分の家で 殺す] -られた
 b. ジョンは [_Sメアリーに 自分の家で 寝込む] -られた

旧主語が埋め込み文の主語の位置を占めているとすれば、(17a, b)ともにメアリーとジョンの両方が「自分」の先行詞となってよいはずであるが、実際は両方が先行詞になれるのは(17b)だけである。この問題に対して同一構造説の下で解決策を与えようとした研究が少なくとも2つ存在している。Howard and Niyekawa-Howard (1976) と Hoshi (1991, 1999) の2つである。

Howard and Niyekawa-Howard (1976) は、Kuroda (1965) の同一構造説を強く支持し、上記の問題に対する解決策として「再帰代名詞同一指示制約」(reflexive coreference constraint: RCC) を提案した。RCCは概略、(18)のような制約である。

- (18) RCC：同一節に現れた2つの再帰代名詞「自分」は、同じ指示対象をもたなければならない。

Howard and Niyekawa-Howardは、直接受動文における埋め込み文の目的語の削除操作を主文主語と同一指示となる「自分」の削除であると仮定し、(11a)の文は(19)の構造をもつと考えた。

- (19) メアリーは [_Sジョンに 自分 自分の家で 殺す] -られた

ここで削除される「自分」はメアリーと同一であるので、RCCによって「自分の家」の「自分」もメアリーと同一でなければならない。したがって、(11a)では「自分の家」をジョンの家とする読みは許されないという仕組みである。しかし、Howard and Niyekawa-Howard (1976) のこの説明については、先行研究の中ですでにいくつかの反論が出されている。たとえば Shibatani (1990) は、直接受動文で働く削除規則が「自分」の削除であるとする議論に対して、「-もらう」構文などと異なり、直接受動文では目的語に「自分」が許容されないことを指摘して、この議論を保持するのは難しいと述べている。

(20) a. 太郎は [花子に 自分を 推薦し] -てもらった。

b. *太郎は [花子に 自分を 殺す] -られた。

(Shibatani (1990:322))

また、久野 (1983) や Shibatani (1990) では、以下のような使役文や間接受動文が存在するという経験的根拠により、RCCは強力すぎる制約であることが指摘された。

(21) a. メアリーはジョンに自分の部屋で (自分の) ヌード姿を写生させた。
(久野 (1983:219))

b. 夫は自分の金をみんな妻に自分の化粧品代に使われてしまった。
(Shibatani (1990:323))

(21a) では「ジョンの部屋でメアリーのヌード姿を写生する」という読みが、(21b) では「夫の金を妻の化粧品代に使う」という読みが、それぞれ可能である。したがって、同一節内の2つの「自分」が異なる先行詞を受ける解釈は優先的とは言えないまでも、禁止するわけにはいかないように思われる。Howard and Niyekawa-Howard (1976) のRCCに反対する議論は、Kuno (1978) でも展開されている。このようにRCCには問題点が多く、直接受動文において「自分」の解釈がなぜ一義的になるのかという問題に対するHoward and Niyekawa-Howardの提案は、解決策とはなり得ないように思われる。

Hoshi (1991, 1999) は、同一構造説の下で、直接受動文はPROの移動により派生されるという提案を行った。たとえば (22a) の文は、(22b) の構造をもつという提案である。

- (22) a. 先生が学生に批判された。
 b. 先生が [_S PRO_i 学生に *t_i* 批判する] -られた

この構造では、PROが埋め込み文の目的語として生起し、それが埋め込み文の主語の位置に移動している。⁷ この移動したPROが主文主語の「先生」にコントロールされるため、(22a)の文が「先生が批判された」という意味になるという説明である。この構造を仮定すると、移動したPROは埋め込み文の主語の位置を占めるので、旧主語の「学生に」は主語のステータスをもつことがない。そのため、直接受動文の二句要素は「自分」の先行詞となる資格を有しないことになる。一方、間接受動文の場合はPROの移動がかかわらないので、旧主語の二句が埋め込み文の主語の位置を占めることが可能であり、「自分」の先行詞になることができる。このような形で、Hoshi (1991, 1999) の提案の下では、直接受動文と間接受動文において「自分」の束縛の可能性が異なるという事実をうまく捉えることができる。

Hoshi (1991, 1999) の提案は、同一構造説に基づいているが、しかしながら、直接受動文を移動により派生させるという点では、非同一構造説の知見を一部取り入れているという見方もできる。換言すれば、同一構造説のよい点と非同一構造説のよい点を組み合わせた、いわば優れた折衷案になっていると言ってもよいかもしれない。したがって、同一構造説が強みとする、直接受動文であれ、間接受動文であれ、二受動文の主語が「受影者」的役割をもつ要素に限定されるという事実と、「自分」の先行詞に関しては直接受動文と間接受動文で異なる振るまいが観察されるという事実を、Hoshi (1991, 1999) では同時に説明することが可能になっている。この点で Hoshi (1991, 1999) は、日本語受動文の先行研究の中でも、優れた分析であると評価することができると思われる。しかし、彼の分析に何か問題はないのであろうか。

Hoshi (1991, 1999) の提案は、PROを目的語の位置に生起させ、それを主語の位置に移動させるという理論的にやや複雑な操作を含むため、その理論的な妥当性を検証するのは簡単なことではないが、少なくとも次の一点については問題が生ずると思われる。Hoshiは同一構造説の下で、直接受動文のPRO移動分析を提案しているが、同一構造説の下での別個の提案として、Kitagawa and Kuroda (1992) のproによる分析がある。proはPROと異なり統率 (govern) されることを許し、目的語の位置に生起することができるので、直接受動文が(23)のような構造をもつというのがKitagawa and Kurodaの提案である。

(23) 先生_iが [S 学生に pro_i 批判する] -られた

Hoshi (1999) は, (23) のような分析を排し, 自らのPRO移動分析を擁護するために, 次のような文を提示した。

- (24) a. ジョン_iがビルに彼_iを信用させた。
 b. *ジョン_iがビルに彼_iを信用された。 (Hoshi (1999:217))

ヲ格で生起している代名詞「彼」は, (24a) の使役文では主文の主語と同一指示になれるのに対して, (24b) の受動文では無理である。(24b) が非文法的であることから, 代名詞的空範疇が目的語の位置を占める (23) のような構造は受動文には仮定できないとHoshiは主張する。⁸

しかしながら, 次のような受動文はどうであろうか。

- (25) a. 太郎_iは先生に (先輩ではなく) 彼_iを推薦されてしまった。
 b. 太郎_iは先生に (多くの同級生の中から) 彼_iを指名されてしまった。

これらの文では, 括弧内に示したコンテキストを与えることで, また文末に「しまう」を付加することで, 主語の太郎が推薦されたことや指名されたことを被害・迷惑と感じているという解釈が得やすくなっている。そして, この被害・迷惑の解釈の下では, 「彼」が「太郎」と同一指示になることが許されると思われる。⁹ この判断が正しいとすると, 同一指示が許される (25a, b) と許されない (24b) の違いはどこに求められるであろうか。両者の違いが被害・迷惑の意味を伴うか否かにあることを踏まえると, (25a, b) は間接受動文であるのに対して, (24b) は直接受動文であるという相違であると考えられる。Hoshiは (24b) が非文法的である事実から, 直接受動文が (23) のような構造をもたないことを主張しようとしているが, 直接受動文と間接受動文に同一の複文構造を仮定する彼の枠組みでは, 間接受動文 (25) も非文法的になることが予測されるはずである。しかしながら, 実際には(25)は文法的である。したがって, Hoshiにとっての課題は, (24a) の使役文と (24b) の受動文の文法性の違いを説明することに加えて, 新たに受動文である (24b) と (25a, b) の間の文法性の違いも説明しなければならないということになるが, 同一構造

説をとる彼の枠組みでは、同時にその2つを説明することは難しいように思われる。つまり、(24) および (25) の「彼」を含むデータが示唆するのは、使役文と間接受動文は「彼」に関して同じ振るまいを見せるのに対して、直接受動文はそれらとは異なる振るまいをするという一般化であり、同一構造説の下では極めて扱いにくいデータになると思われる。そうであるとする、Hoshiの複文構造を仮定した上での直接受動文のPRO移動分析も再検討が求められるのではないかと考えられる。

4. ニ受動文の受影性

日本語ニ受動文では、その主語が影響を受ける主体でなくてはならない。直接受動文では、(26) や (27) で見るように、破壊や批判の対象であれば文法的になるのに対して、開会宣言や町の建設にかかわる「開会」や「町」は被動作主や受影者とみなすことができず、ニ受動文ではなく、ニヨッテ受動文で表現する必要が生ずる。また、間接受動文では、(28) などで見えるように、主語が当該事態から被害・迷惑という形の影響を受ける。

- (26) a. その町は日本軍に破壊された。
- b. 先生が学生に批判された。(= (22a))
- (27) a. 開会が議長 {*/に/によって} 宣言された。(= (8a))
- b. あの町は日本軍 {*/に/によって} 建設された。(= (15a))
- (28) a. 太郎が雨に降られた。(= (1a))
- b. 太郎が息子に死なれた。(= (1b))

同一構造説ではこの事実を、ニ受動文の受動動詞「られ」が主文主語を項として選択し、その要素に「受影者」なりの意味役割を付与するために、主語が影響を受ける主体だけに制限されると説明する。一方、非同一構造説の下では、この受影性に関する事実はどのように扱われるであろうか。

非同一構造説は、間接受動文が複文構造をもち、動詞「られ」が主文主語を項として取るのに対して、ニ直接受動文はニヨッテ受動文と同様に、単文構造をもち、主語は目的語からの移動によって派生されると仮定する。したがって、非同一構造説では、直接受動文の主語が主語として一定の意味役割を受けるということはないため、(27) のようにニ受動文とニヨッテ受動文が異なる

文法性をみせる例は、説明がたいへん難しいということになる。実際に非同一構造説の下で、(27) および上記の(14)～(16)のような例の文法性の違いを理論的にうまく説明した研究はこれまで見当たらない。たとえば久野(1983)は、ニ受動文とニヨッテ受動文について次のように述べている。

- (29) a. 井上(1976)が観察しているように、「ニ」には、受身文の主語に対する、「動作主の働きかけ」の意味があり、「ニヨッテ」にはそれがない。(久野(1983:209))
- b. 「ニ」格受身文と「ニヨッテ」受身文との相違は、後者が、「客観的記述の、フォーマルな、書き言葉スタイルでのプレゼンテーション」というシグナルを聞き手・読み手に与えるのに対して、「ニ」格受身文は、そのようなシグナルを与えない、という処にあるのみであると考える。(同)

(29a)は、Kuroda(1979)と同様に井上(1976)に言及して、ニ受動文には主語に対する「働きかけ」の意味があるとするが、これは理論的説明ではなく、単なる規定(stipulation)である。こう述べることで、(27)などにおけるニ受動文の非文法性は一応理解できるが、仮定された直接受動文の構造とどのように関係するのかがまったく示されておらず、理論的な位置づけが与えられていない。(29b)は(29a)が述べられたすぐ後に出てくる文章であるが、ここではニ受動文とニヨッテ受動文の主な相違はスタイル上のものに過ぎないと述べられている。スタイル上の相違が存在することは間違いないとしても、それがニ受動文とニヨッテ受動文の第一の相違というのでは、(27)などの例が説明されないまま問題として残ってしまうことになる。¹⁰

(27)などの例におけるニ受動文とニヨッテ受動文の文法性の違いを説明する手段をもたないという点で、非同一構造説の従来の研究は不十分であると思われる。しかし、ニ受動文の主語の受影性という点で、同一構造説に比べて、非同一構造説が一方向的に不利かという点で、必ずしもそうとは言えない面がある。非同一構造説では、確かにニ受動文とニヨッテ受動文の違いを捉えられないが、むしろ非同一構造説の主要な主張は、直接受動文と間接受動文の間の相違こそが重要であるという点にある。同一構造説は、直接受動文も間接受動文もニ受動文であれば、一様に主語に受影性が観察されるとして、それを主語が動詞「られ」から一定の意味役割をもらうためと説明する。しかし、直接受

動文と間接受動文の主語の「受影性」をまったく同一のものとして捉えてよいであろうか。直接受動文では、(27)などの例に見るように、本来的に影響を受けない類の要素は主語に立てないという意味で、確かに「受影性」が条件となっている。一方、間接受動文では、主語は被害・迷惑を受ける主体である。直接受動文の主語は、影響を受ける主体ではあるが、次の最小対立と思われる例が示すように、主語にとって不都合なことでも、好ましいことでもどちらでも構わない。

- (30) a. ジョンが数学の先生に叱られた。
 b. ジョンが数学の先生にほめられた。 (Kubo (1990:63))

これに対して、間接受動文では動詞があらわす出来事が不都合なことでも、逆に好ましいことでも、主語が受けるのはつねに被害・迷惑のマイナスの影響である。

- (31) a. 太郎が数学の先生に次郎を叱られた。
 b. 太郎が数学の先生に次郎をほめられた。
 c. 太郎が花子に泣かれた。
 d. 太郎が花子に幸せになられた。 (Kubo (1990:64))

この対比を踏まえると、直接受動文における「影響」と間接受動文における「影響」は同一視はできないと考えられる。非同一致造説では、間接受動文は複文構造に基づくので、その主語は動詞「られ」から「被害者」なりの意味役割を付与されると考えれば、間接受動文の主語に関する制限は説明できる。直接受動文は単文構造の移動により派生されるので、直接受動文の主語の意味的制限はなんらかの別の手段による説明が必要である。一方の同一致造説では、間接受動文も直接受動文もともに複文構造に基づいて派生されるので、動詞「られ」によって主語に一定の意味役割を与えることが可能であるが、しかし、間接受動文と直接受動文では与えるべき役割が異なるとすれば、それぞれの「られ」は別個の意味役割を付与すると思えなければならない。すなわち、間接受動文に現れる動詞「られ」は「被害者」なりの役割を与え、直接受動文の動詞「られ」は好悪のバイアスのない一般的な「受影者」の役割を与えると考える必要がある。そうであるとすると、非同一致造説で動詞と接辞の2種類

の「られ」を仮定するのと同様に、同一構造説においても2種類の動詞「られ」を仮定せざるをえず、この点においては、非同一構造説と同一構造説のどちらが有利ということは決められないことになる。問題は、非同一構造説において直接受動文の主語の意味的制限がどのように説明できるかという点である。この点が非同一構造説にとってはクリアすべき課題となる。

5. 所有受動文

次に、所有受動文に関する先行研究について見てみたい。(32)のような目的語を含んでいる受動文は、生成文法研究の初期の頃には対応する能動文が存在しないという意味で間接受動文と分類されていたが、被害・迷惑の含意がないなど必ずしも間接受動文の特性を示さないことが指摘された。

- (32) a. 太郎が先生に成績をほめられた。(= (3a))
 b. 太郎が花子に腹を殴られた。(= (3b))

Harada (1973), Kubo (1990), Shibatani (1990), Terada (1990), 石田 (2003) など、いずれも非同一構造説にたつ研究は、この点を理論的に追求し、主語と目的語の間に所有関係をもつことを特徴とする「所有受動文」は、間接受動文とではなく、直接受動文と同様の派生を仮定すべきと主張した。

その根拠として、たとえば Kubo (1990) は、被害・迷惑の意味をもたないことの他に、所有受動文が以下の点で間接受動文ではなく、直接受動文の特性を示すと指摘した。まず、所有受動文の二句は省略することができ、またニヨッテで置き換えることもできる。

- (33) a. 太郎が [(彼女に) / 彼女によって] 命を助けられた。
 b. 太郎が [(風に) / 風によって] 帽子を吹き飛ばされた。

間接受動文は、しばしば指摘されるように、二句の省略やニヨッテでの置き換えは許されない。

- (34) a. 花子が [* (雨に) / * 雨によって] 降られた。
 b. 太郎が [* (花子に) / * 花子によって] 新興宗教を始められた。

また、所有受動文では無生物の主語が許容されるが、間接受動文では許されない。¹¹

- (35) a. その大手術が(山田医師によって)執刀を開始された。
 b. この戦争が最初(日本軍によって)火ぶたを切られた。
- (36) a. *岩が雨に降られた。
 b. *その結婚式場が花子に次郎と結婚された。

さらに、再帰代名詞「自分」の解釈に関しても、所有受動文は直接受動文と同様の振るまいをみせる。

- (37) 花子_iが次郎_jに自分_i/*_jの部屋で足を踏まれた。

この文では、主語だけが「自分」の先行詞になることができ、旧主語は無理である。これは、間接受動文ではなく、直接受動文と共通する特性である。

このようなデータを基に、Kubo (1990) は所有受動文を直接受動文と同様に、単文基底構造から移動によって派生する分析を提案した。彼女が所有受動文に与えた構造は(38)である。

- (38) NP_i-ガ (NP-ニ) [NP [SPEC NP e_i] N'] -ヲ V-られる

この構造は、ガ格主語が目的語名詞句の指定辞の位置から移動したことを表している。したがって、所有受動文は直接受動文と同様に、動詞句内に空所(gap)を含む受動文であり、空所を含まない、複文構造をもつ間接受動文とは区別されることになる。

所有受動文が間接受動文ではなく、直接受動文に近い特性を示すというKubo (1990) の観察はほぼ間違いがないように思われるが、考えるべき点としてその統語的派生の問題がある。Kubo (1990) は、(38)のように、目的語名詞句の指定辞の位置から主語への直接的な移動を措定しているが、このような移動操作は理論的に許されるのであろうか。英語においては、所有格要素はそれを含む名詞句から外に取り出すことが許されないという事実がある。

- (39) *My wife's_i, somebody stole [NP [NP t_i] handbag] last night.

この事実は、Ross (1967) が「より大きな名詞句の左端の構成素である名詞句を変形操作によってその大きな名詞句の外に移動させることはできない」という内容の「左枝分かれ条件 (Left Branch Condition)」によって説明を目指したものである。日本語では、所有格要素を名詞句の外に移動することは許されるのであろうか。

この点については、理論的な考察が必要となる。Terada (1990) は、Kubo (1990) と同様に、所有受動文が移動によって派生されるという分析を提案しているが、その移動はいささか複雑な過程を含んでいる。Terada (1990) の分析によると、たとえば (40a) の文は、(40b) の基底の構造にまず名詞「頭」の移動が適用し、得られた (40c) の構造から所有名詞句「明子」が主語に移動することで派生される。¹²

- (40) a. 明子が先生に頭をたたかれた。
 b. ___ [_{CP} 先生 = [_{NP} 明子 頭] たたく] られた
 c. ___ [_{CP} 先生 = [_{NP} 明子 t_i] 頭_i-たたく] られた
 d. 明子_j [_{CP} 先生 = [_{NP} t_j t_i] 頭_i-たたく] -られた

(40c) における主要部名詞「頭」の移動は、Baker (1988) で提案された「名詞編入」である。「頭」が動詞「たたく」に編入することで、名詞句「明子」は統率透明性効果 (Government Transparency Corollary) により、適正に統率 (properly govern) されることになる。¹³ その結果として所有名詞句「明子」が主語に移動できるというのが Terada (1990) の主張である。彼女がこのように名詞編入の操作を導入しているということは、そうすることで初めて適正統率の条件が整い、移動が可能になると考えているからに外ならない。Terada のこの説明は、(40) の例で言えば、「頭」が「たたく」に編入することでいわば「頭たたきする」のような複合動詞が形成され、「明子」がその複合動詞の目的語のステータスを獲得したために、主語への移動が認可されると理解することができ、理論的には合理性をもつように思われる。また、日本語の所有受動文が Baker (1988) などに取り上げられたアフリカ諸語にみられる「所有者上昇」と共通点をもつという Terada の考え方も興味深いものがある。しかし、Terada が Baker (1988) が提案する意味での名詞編入を仮定しているのであれば、名詞と動詞が語彙的な一語をなすのであるから、「頭を」と「たたく」の間に別の単語が割り込むことは有り得ないことが予測される。ところが (41) に見

るように、「棒で」「強く」などの付加詞要素が入ることは可能であり、その予測は裏切られることになる。日本語所有受動文の派生にBakerが言う意味での「名詞編入」が本当にかかわっているかは、(41)のような例の扱いを含めて、慎重に考察した上で判断する必要があると思われる(Kubo(1990:15)の議論を参照)。

(41) 明子は先生に頭を棒で強くたたかれた。

日本語において名詞句指定辞の位置から要素を名詞句外に抜き出すことが許容されるか否かは、理論的に考えたときになかなか難しい問題である。英語は主要部先行型の言語であるため、統率の方向は右に向かうことになるが、一方、主要部後行型の日本語では統率の方向が左ということになる(Fukui and Saito(1998)など参照)。この統率の方向の違いを受けて、英語ではより大きな名詞句から左端の名詞句が抜き出されることはないが、日本語ではそのような抜き出しが起り得るという可能性はある。また、長谷川(2009:443)が述べているように、所有者遊離現象(本論では、所有者の主語への移動)は「日本語では、象が鼻が長い」「太郎が頭がいい」といった多重主語構文や「花子はロシア語が単語が覚えられない」などの多重主格目的語構文など、広く観察される現象であり、所有受動文に限ったことではない」とすると、所有者の主語化(ないし、主格化)は日本語の一つの顕著な特徴であり、所有格の位置からの抜き出し操作も理論的に認めざるを得ないとも考えられる。確かにこのような考え方も成立するが、しかし、本論では次のような経験的事実により、名詞句の指定辞からの所有者要素の抜き出しは認めるべきではないと考えたい。

一つ目として、ヲ格名詞が関係節を伴っている(42)のような例を考えてみる。

- (42) a. 太郎_iは美術商に10年前に彼_iが書いた絵を高く評価された。
 b. 太郎_iは花子に彼_iが丹精込めて作った料理を批判された。

2つの文とも関係節内に主語「太郎」と同一指示の代名詞「彼」を含んでいるが、これらの文は被害・迷惑の含意をもたない所有受動文として文法的である。しかし、「太郎」を所有者にして能動文を作ってみると、その結果は非文法的である。「太郎」と「彼」に同一指示の解釈を与えることはできない。

- (43) a. *美術商は太郎_iの10年前に彼_jが書いた絵を高く評価した。
 b. *花子は彼_jが丹精込めて作った太郎_iの料理を批判した。

したがって、(42)の文法的な所有受動文はヲ格名詞句の指定辞に「太郎」がある基底構造から派生されたとは考えてはいけないことになる。所有受動文が所有格構造からの抜き出しを伴わないと考えるべきもう一つの経験的事実として、次の例を挙げたい。(44a, b)は目的語に固有名詞を含む文であるが、仮に遥真は太郎の息子で、遥香は花子の娘であるというコンテクストがあれば、これらの文は文法的になると思われる。

- (44) a. 太郎は先生に遥真をほめられた。
 b. 花子は先生に遥香の成績を評価された。

一方、能動文では、息子や娘の関係があるというコンテクストが与えられても、(45a, b)は文法文として成立しない。¹⁴

- (45) a. *先生は太郎の遥真をほめた。
 b. *先生は花子の遥香の成績を評価した。

この固有名詞を含む例をみても、所有受動文の基底構造として所有格形を仮定することはできないと思われる。

所有受動文の派生が名詞句の指定辞の位置からの抜き出しによると考えられないとすると、それでは、どのように派生したらよいのであろうか。残された可能性としては、Harada (1973) や Shibatani (1990) で示唆されたように、所有受動文の主語と目的語を別々の項として基底生成するという方法がある。たとえば(46a)の受動文であれば、おおよそ(46b)のような基底の構造を仮定し、「太郎」が移動することにより所有受動文が派生されると考えるのである。(46b)に対応する能動文は、日本語に「二重ヲ制約」があり、「花子が太郎を腹を殴った」などの連鎖が許されないために、実際に具現することはないが、基底の構造として(46b)はありうると考えるわけである。

- (46) a. 太郎が花子に腹を殴られた。(= (3b))
 b. 花子(ニ) 太郎 腹ヲ 殴る-られた

本論でも、所有受動文の派生にはこのアプローチが妥当であると考えたい。すなわち、主語と目的語を別個の項とする基底構造から派生されると仮定したい。ただし、Harada (1973) や Shibatani (1990) ではそのような考え方が可能性として示唆されただけであり、どのような条件が整うと所有関係にある2つの要素が別個の項になりうるのかなどの実質的な議論はほとんど行われていない。長谷川 (2009) が所有者遊離現象としてまとめている一連の構文（所有受動文の他に、多重主語構文など）の派生も念頭に入れながら、所有者と被所有物の間にどういう関係が成立すると別々の項として生起可能になるのかという点を念入りに考察する必要があるが、その問題は稿を改めて論じることにはしたい。

6. おわりに

本論では、日本語受動文の統語構造について論じている先行研究をとりあげ、その主張点をまとめるとともに、残された問題について考察した。同一構造説においては、再帰代名詞「自分」を含む事例の説明がうまくできないこと、非同一構造説においては、直接受動文の主語にかかる意味的制限をどのように扱うかが課題になることを指摘した。また、所有受動文については、その主語を所有格名詞の中から抜き出すとする分析には無理があり、主語と目的語を別個の項とする基底構造を仮定する方向で今後の研究を進めるべきであることを論じた。

注

* 本研究は、JSPS科研費24320088の助成を受けている。

- 1 自動詞に基づく受動文としては非人称受身があり、世界の様々な言語に存在することが報告されているが、日本語の間接受動文とは性質が異なると考えられる (Shibatani (1990), 柴谷 (2000)などを参照)。
- 2 (2b) の文は、殴られることにより太郎が物理的な被害を受けているとも解釈されるが、これは動詞「殴る」に起因する語彙的な被害性であり、一般的にこの種の文は「被害」「迷惑」受身とは考えられていない (Washio (1995) など参照)。
- 3 1970年代前半にはまだ痕跡理論 (trace theory) が存在していなかったが、(10) では便宜的に痕跡を置いている。
- 4 再帰代名詞「自分」の認可については、その先行詞が文法的に主語のステータスをもっていることに加えて、先行詞が統語的に「自分」をc統御する構造にあること、および、有生の (animate) 要素であることが条件となる。(11a)

と (11b) における「自分」の先行詞の取り方の違いを、先行詞が主語のステータスをもつか否かではなく、c 統御の条件を満たすか否かによって説明しようとする研究もある。Terada (1990) は、直接受動文における二句は付加詞であり、その場合の二は後置詞であるため、二句が「自分」をc 統御せず、そのために先行詞となれないが、一方、間接受動文の項要素としての二句は与格であり、c 統御の条件を満たし、先行詞になれるという説明をしている。しかし、Teradaのこの分析に対しては、(ia, b) および (iia, b) の文法性の違いをどう説明するかが問題になると思われる。

- (i) a. *健が由美_iに自分_iの写真を渡した。
- b. 由美_iが健に自分_iの写真を渡された。
- (ii) a. そのボールがジョン_iによって彼自身_iにぶつけられた。
- b. *そのボールが彼_iによってジョン_iの車にぶつけられた。

(ia) の能動文では、「渡す」という動詞の項要素である二句は与格であると考えられるが、「自分」の先行詞になることはできない。(ib) の受動文の文法性とははっきりとした違いが観察される (Takano (2011) の議論を参照)。Terada の分析ではこの点がまず問題となる。(ii) はMatsuoka (2003:177) からの引用であるが、二句ではなく、ニヨッテ句を含んでいる。ここでは、ニヨッテ句が照応表現「彼自身」の先行詞となったり、指示表現「ジョン」の先行詞となったりしている。(iia, b) で文法性の相違が生ずるのは、(iia) では束縛条件Aが満たされ、(iib) では束縛条件Cに違反しているためであると考えられる。これらの例が束縛条件に該当するということは、Matsuoka (2003) が述べているように、ニヨッテ句であってもc 統御条件を満たしうると考えなければならない。ニヨッテが形態的にニ+ヨッテであることを踏まえると、受動文のニヨッテ句がc 統御条件を満たしうののに対して、直接受動文の二句が後置詞であるためc 統御条件を満たさないというTeradaの主張は擁護することが難しいと考えられる。

- 5 井上 (1976) は次のように述べている。「[に]には受動文の主語に対する「動作主の働きかけ」の意味がある。「によって」との違いは、この意味で主語と動作主とが密接に関連している場合でなければ、「に」が使えないことである。そこで受動文の主語がその働きかけを感じないもの、あるいはその働きかけによる直接の影響を受けないものである場合には、「に」を使うことができない。したがって、主語が無生物の場合に「に」を排することが多い。」なお、「受影」という用語は益岡 (1982) による。
- 6 (15a)で「建設する」の代わりに「破壊する」という動詞を用いれば、(6a)のニヨッテ受動文に加えて、以下のようにニ受動文も許容されることに注意されたい。

- (i) あの町は日本軍に破壊された。

- 7 このPROの移動はA移動とされ、移動の結果できる空範疇は格 (Case) をもたない名詞句痕跡 (NP trace) となる。Hoshiは、Saito (1982) の使役文を用いた議論を受け入れ、直接受動文でできる空所は対格をもってはならないと考えている。詳しくは、Saito (1982), Hoshi (1999) を参照されたい。

- 8 (24a) と (24b) の文法性の違いについて, Hoshi (1994) は使役文と受動文に対して異なる埋め込み構造を仮定した上で, 束縛条件 B に基づく説明を与えようとしているが, Hoshi (1999) ではこの問題は解決すべき残された課題とされている。
- 9 (25a, b) の文は, 「彼」を「自分」に換えた (i) に比べて, 多少文法性が落ちるように感じられるが, (24a) の使役文が文法的であると同程度には文法的であると判断される。

- (i) a. 太郎_iは先生に(先輩ではなく)自分_iを推薦されてしまった。
 b. 太郎_iは先生に(多くの同級生の中から)自分_iを指名されてしまった。

また, (24b) の受動文はこのままでは被害・迷惑の意味が感じられないが, あえて被害・迷惑の意味を(無理にでも)読み込むと, 「彼」が主語「太郎」と同一指示になる読みが許されると思われる。

- 10 実際のところ, 久野は1980年代に入ると, (27) のような例は統語構造の観点から扱うべき文ではないと考えるに至っていたと思われる。久野(1986)は次のような文について, その非文法性は「視点」の観点から説明すべきとの論を展開している。

- (i) a. *フェルマーの定理がジョンに証明された。
 b. *この城は当代随一の大工に設計された。

久野は, (ia, b) が非文法的になるのは, 談話の主題として確立していない無生物の物体が, 話者の視点の対象となるべき主語の位置を占め, 主題となるべき人間が視点から外された位置に生じているために, 視点の一般原則を犯すことになっているからであると説明する。ニヨッテ受動文は, 客観的記述スタイルであり, 視点表現ではないから視点の一般原則が適用しないため, (ia, b) のニをニヨッテに換えると非文法性は消えることになる。久野は「視点」に基づく説明の妥当性を示す証拠として, 次のようなデータを提示する。

- (ii) a. あの定理は, 誰かに証明された筈だ。
 b. この城は, 誰に設計されたんだっけ。

これらの文で主語は (i) と本質的に変わっていないが, ニ句が不定名詞句になっている。不定名詞句「誰(か)」はいわば「顔」のない人間であるので, 「顔」のある人間ほど主題になる力が強くなく, そのために (iia, b) は視点の一般原則に対する違反が小さく, ニ受動文であっても文法的になるという。久野によるこれらの機能論的説明の妥当性については, 稿を改めて検証する必要がある。

- 11 長谷川(2009)は, 無生物が主語となっている所有受動文として (i) の例を挙げている。

- (i) ドアが(子供達によって)取っ手を壊された。(長谷川(2009:440))

(i) は文法文として許容できると思われるが、この種の文の文法性については母語話者の間で判断が分かれている。石田(2003)は次のような例を示して、所有受動文には有生性制限が働くという観察を行っている。

- (ii) a. *会議室のテレビが涼子にリモコンを壊された。
- b. *地下室が子供に鍵を隠された。

一方、次のような例は比較的、許容度が高いように思われる。

- (iii) a. 庭の朝顔が何者かに葉をむしられた。
- b. 地下室が侵入者に(よって)床を泥だらけにされた。

有生性の問題は、その文法性判断やその判断を左右する要因などを含めて、今後の課題としなければならない。

- 12 Terada (1990) は、間接受動文と同様に、直接受動文と所有受動文に対しても埋め込み文(CP)をもつ構造を仮定している。しかし、直接受動文と所有受動文では、主文主語の位置が「られ」から意味役割を付与されず、埋め込み文の中から要素が主文主語の位置に直接移動すると考えるので、Terada (1990) は実質的に非同ー構造説を採っているとみなすことにする。
- 13 格付与に関して、「明子」は主語に移動してガ格を受け、「頭」は、動詞「たたく」が与えるべき目的格が「られ」に一旦吸収され、それを編入後に受け取ると Terada (1990) では仮定されている。
- 14 親子の関係を明示するために、所有受動文の主語に「お父さんの」「お母さんの」という表現を付け加えることができると思われる。

- (i) a. お父さんの太郎が先生に遥真をほめられた。
- b. お母さんの花子が先生に遥香の成績を評価された。

また、能動文でも次のような文であれば、文法的になる。

- (ii) a. 先生は、お父さんの太郎に(対して)遥真をほめてあげた。
- b. 先生は、お母さんの花子に(対して)遥香の成績を評価してあげた。

しかし、「お父さんの太郎の遥真」「お母さんの花子の遥香」という表現は、依然として無理である。

なお、Kubo (1990:24) では、次の例が非文として挙げられている。Kubo は、この文は所有受動文としては理解できず、可能性として間接受動文の被害の解釈だけがあるとしている。

- (iii) *太郎が(みんなに)花子を尊敬された。

しかし、(iii) が被害の意味になってしまうのは、動詞「尊敬する」の意味特性に拠ると思われる。「尊敬される」を「ほめられる」に換えれば、被害の意味を伴わない解釈ができ、所有受動文として成立すると考えられる。

参考文献

- Baker, Mark (1988) *Incorporation: A Theory of Grammatical Function Changing*, University of Chicago Press, Chicago.
- Fukui, Naoki and Mamoru Saito (1998) "Order in Phrase Structure and Movement," *Linguistic Inquiry* 29, 439-474.
- Harada, Shin-ichi (1973) "Counter Equi NP Deletion," *Annual Bulletin of the Research Institute of Logopedics and Phoniatrics* 7, 113-147.
- 長谷川欣佑 (1964) 「日本語文法試論」『言語文化』1, 3-46.
- Hasegawa, Nobuko (1988) "Passives, Verb Raising, and the Affectedness Condition," *West Coast Conference of Formal Linguistics* 7, 99-113.
- 長谷川信子 (2009) 「直接受動文と所有受動文—little-vとしての「られ」とその素性—」由本陽子・岸本秀樹 (編) 『語彙の意味と文法』くろしお出版, 東京, 433-454.
- Hoshi, Hiroto (1991) "The Generalized Projection Principle and its Implications for Passive Constructions," *Journal of Japanese Linguistics* 13, 53-89.
- Hoshi, Hiroto (1994) "Theta Role Assignment, Passivization, and Excorporation," *Journal of East Asian Linguistics* 3, 147-178.
- Hoshi, Hiroto (1999) "Passives," Tsujimura, Natsuko (ed.) *The Handbook of Japanese Linguistics*, 191-235.
- Howard, Irwin and Agnes Niyekawa-Howard (1976) "Passivization," Shibatani Masayoshi (ed.) *Japanese Generative Grammar: Syntax and Semantics* 5, Academic Press, New York, 201-237.
- 井上和子 (1976) 『変形文法と日本語 (上・下)』大修館, 東京.
- 石田尊 (2003) 「日本語ニ格受動文の統語論的分析」博士論文, 筑波大学.
- 加賀信広 (2001) 「意味役割と英語の構文」『語の意味と意味役割』(英語学モノグラフシリーズ第17巻), 87-181, 研究社, 東京.
- Kaga, Nobuhiro (2007) *Thematic Structure: A Theory of Argument Linking and Comparative Syntax*, Kaitakusha, Tokyo.
- 加賀信広 (2015) 「日本語被害受動文の成立について」深田智・西田光一・田村敏広 (編) 『言語研究の視座』開拓社, 東京, 126-139.
- Kishimoto, Hideki (2001) "The Role of Lexical Meanings in Argument Encoding: Double Object Verbs in Japanese," 『言語研究』120, 35-65.
- 金水敏 (1991) 「受動文の歴史についての一考察」『国語学』164, 1-14.
- Kitagawa, Yoshihisa and S.-Y. Kuroda (1992) "Passive in Japanese," ms. University of Rochester and University of California, San Diego.
- Kubo, Miori (1990) Japanese Passives, ms. MIT.
- Kuno, Susumu (1973) *The Structure of the Japanese Language*, MIT Press, Cambridge, Mass.
- Kuno, Susumu (1978) "Theoretical Perspectives on Japanese Linguistics," Hinds, John and Irwin Howard (eds.) *Problems in Japanese Syntax and Semantics*, Kaitakusha, Tokyo, 213-285.
- 久野暲 (1983) 『新日本文法研究』大修館, 東京.
- 久野暲 (1986) 「受身文の意味—黒田説の再批判—」『日本語学』5:2, 70-87.
- Kuroda, S.-Y. (1965) *Generative Grammatical Studies in the Japanese Language*,

Doctoral dissertation, MIT.

- Kuroda, S.-Y. (1979) "On Japanese Passives," Bedell, George, Eiichi Kobayashi, and Masatake Muraki (eds.) *Explorations in Linguistics: Papers in Honor of Kazuko Inoue*, Kenkyusha, Tokyo, 305-347.
- Kuroda, S.-Y. (1988) "Whether We Agree or Not: A Comparative Syntax of English and Japanese," *Linguisticae Investigationes* 12, 1-47.
- McCawley, Noriko Akatsuka (1972) "On the Treatment of Japanese Passives," *CLS* 8, 256-270.
- 益岡隆志 (1982) 「日本語受動文の意味分析」『言語研究』82, 48-64.
- 益岡隆志 (1991) 「受動表現と主観性」, 仁田義雄 (編) 『日本語のヴォイスと他動性』, 105-121, くろしお出版, 東京.
- Matsuoka, Mikinari (2003) "Two Types of Ditransitive Constructions in Japanese," *Journal of East Asian Linguistics* 12, 171-203.
- 宮腰幸一 (2014) 「受動文の受害性の起源について」『日本語文法』14:1, 54-70.
- Ross, John Robert (1967) Constraints on Variations in Syntax, Doctoral dissertation, MIT.
- Saito, Mamoru (1982) "Case Marking in Japanese: A Preliminary Study," ms. MIT.
- Shibatani, Masayoshi (1990) *The Languages of Japan*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 柴谷方良 (2000) 「ヴォイス」『日本語の文法1 文の骨格』, 119-186, 岩波書店, 東京.
- 杉本武 (2000) 「「に」受動文と受影性」『筑波大学学内プロジェクト (A) 研究成果報告書 東アジア言語文化の総合的研究』筑波大学, 23-37.
- 杉本武 (2007) 「現代日本語の受動文と格の研究」博士論文, 筑波大学.
- 砂川有里子 (1984) 「<に受身文>と<によって受身文>」『日本語学』3:7, 76-87.
- Takano, Yuji (2011) "Double Complement Unaccusatives in Japanese: Puzzles and Implications," *Journal of East Asian Linguistics* 20, 229-254.
- Terada, Michiko (1990) Incorporation and Argument Structure in Japanese, Doctoral dissertation, University of Massachusetts, Amherst.
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版, 東京.
- Washio, Ryuichi (1995) *Interpreting Voice: A Case Study in Lexical Semantics*, Kaitakusha, Tokyo.